

平成24年度 第2回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会会議録

○ 日 時 平成25年3月15日(金) 午後1時30分～午後2時45分

○ 場 所 宇都宮市役所 14B会議室

○ 出席者

〔委員〕大森会長, 大山委員, 尾崎委員, 角田委員, 菊地委員, 河野委員, 三條委員,
篠崎委員, 鈴木委員, 野澤委員, 浜野委員, 古川委員,

(欠席) 岩崎委員, 小林委員, 田中委員, 松本委員

〔事務局〕【高齢福祉課】

高齢福祉課長, 高齢福祉課介護保険担当主幹, 高齢福祉課長補佐,
高齢福祉課企画グループ係長, 相談支援グループ係長,
福祉サービスグループ係長, 高齢福祉課職員5名

【保健福祉総務課】

保健福祉総務課長, 保健福祉総務課長補佐,
保険福祉総務課介護事業者指導グループ係長, 保健福祉総務課職員1名

○ 傍聴者 1名

○ 会議経過

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ・ 「にっこり安心プラン(第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画)」の進捗状況について

【資料, 参考資料1・2に基づき事務局より説明】

《発言の要旨》

三條委員 本市の地区別高齢化率の資料はあるのか。近々, 研修会があり, この
際の資料として使用したい。

事務局 地区別高齢化率の資料はあるが, 会議資料としての用意はないため,
会議終了後, 提供させていただく。

大森委員 高齢化率といっても、新興住宅地と既存市街地など、地域の状況によってかなり差があるのではないか。このような差が、地域特性となり、様々な地域活動に反映されている。

三條委員 先日、地域の集まりに出席した際に、自地域の高齢化率ほどの程度なのかということが話題となったので、後ほど資料を頂ければありがたい。それともう一点、宇都宮市では、生きがづくりや健康づくりに対して積極的に支援していただいているようだが、介護予防教室を終了した方に対する新たな取組の具体的な内容について伺いたい。

事務局 介護予防は継続的な取り組みがなによりも重要であるが、介護予防教室が終了してしまうと同時に取り組みが途絶えてしまい、本人の健康状態がもとに戻ってしまうようなことも想定されることから、今年度から新たに、「地域介護予防活動支援事業」に取り組み始めたところである。この事業は、介護予防に関する自主グループをつくっていただき、このグループを通して身近な地域で継続して介護予防に取り組んでいただくというもので、地域包括支援センターの協力のもと、年に2回、健康体操など介護予防に関する活動支援を行うもので、いまのところ、年2回の指導を2年続けて行い、3年目については1回、それ以降については自立していただくという考えを持っており、地域包括支援センターの力を借りながら取り組んでいるところである。また、より身近な場所で気軽に参加できる環境も重要となることから、はつらつ教室についても、様々な場所で開催できるよう協力をお願いしているところであり、単に人が集まりやすい場所だけではなく、参加しにくい場所での開催もあるため、はつらつ教室の実績見込みは減少傾向にあるが、教室終了者については「地域介護予防活動支援事業」のなかで対応していると理解している。

三條委員 健康づくり推進員が、今後、どのように活躍していくのかという点では、地域包括支援センターとの連携が重要になってくると思う。健康づ

くり推進員と地域包括支援センターの連携がうまくいくよう、市も関わっていただきたい。例えば、この地域にはこれだけの健康づくり推進員がいる、ということの周知や、各種講座の開催情報などを積極的に提供いただければ、健康づくり推進員はより活躍しやすくなると思う。

事務局

健康づくり推進員の活用については、これまでも保健所と協議を重ねてきたところであり、相互連携のひとつとして、健康づくり推進員にも「地域介護予防活動支援事業」に協力いただくような仕組みを盛り込み、現在、実践に移行しているところであり、今後、強化していきたい。

古川委員

資料6ページの「サービス付き高齢者向け住宅」については、おそらく今後も増えつづけていくのではないかと思うが、このサービスについて、ハード面も含め、どの程度、管理把握できているのか、また、どういうシステムのものなのか、確認したい。

事務局

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録については、本市の場合、住宅課に申請をいただくことになるが、登録にあたっては、国の基準に照らし合わせその内容について審査を行っている。なお、高齢福祉課においても、安否確認をする人材などの視点もあることから、住宅課から意見を求められているところであり、申請内容を確認しながら、国の基準を満たすものについては許可をし、登録実績は資料記載のとおりとなっている。

古川委員

登録申請の際は、国の基準に照らし合わせてということになるが、開設以降、定期的な確認は行っているのか。

事務局

「サービス付き高齢者向け住宅」は、平成23年の法改正により創設された制度であり、登録からまだ間もない施設であるが、定期的な確認などについては、今後、必要になってくるものと考えている。

古川委員

「サービス付き高齢者向け住宅」は、看護師が常駐しているなど様々な話を聞くが、実際はどのようになっているのか何らかの情報提供が必要だと思う。市民からすれば、非常にわかりにくいサービスだと思うので、整備基準や整備計画がどのようになっているのかなど、ある程度、情報を把握できるシステムが必要だと思う。

事務局

住宅課と相談しながら検討させていただく。

三條委員

最近、若年性の認知症の方が増えており、緊急の場合に受け入れていただける施設がないという問題がある。このような問題に対し、今後、どのような対応を考えているのか伺いたい。

事務局

若年性の認知症の方に対する支援については、介護保険制度のほか、障がい者福祉施策のなかで、障がい者生活支援センターなどが関わりを持ちながら、各種相談、情報提供や助言により支援しているところである。また、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳を取得することによって、生活上の優遇措置や、ある程度のサービスを利用することが可能になることから、手帳の取得手続に向けた支援に取り組んでいるところである。

三條委員

若年性認知症ということだけで地域の方が偏見をもたれたり、認知症というものを理解してくださらない。また、認知症だということを理解しても、今度は私達が我慢しなければならないのか、という考えになってしまっているのが今の現実。こうした現実を理解していただき、今後、どのように家族を支援していくのか、そのひとつとして、若年性の認知症の方が緊急の場合でも施設で預っていただけるような仕組みがあれば良いと考えている。実際に施設利用を断られる場合も多く、そうすると家族は精神科への入院となってしまう。こうした対応は望ましいものではないため、少しずつでも若年性認知症対策を進めていただきたい。

尾崎委員

資料15ページの「認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催支援」についてであるが、平成23年度の実績に比べ、平成24年度の実績は低くなっている。しかしながら、平成26年度の目標値については平成24年度の倍くらいの値になっている。平成24年度の実績が低くなった要因はあるのか。

事務局

「認知症支援医療・介護従事者合同研修会」については、年に1回、外部より講師を招き、医療従事者、介護従事者が認知症に関するケアなどについて共通理解が図られるよう開催しているものであり、平成23年度は日中に開催したが、参加できなかった方のなかで夜間の開催を希望する意見も一部あったことを踏まえ、今年度については、試行的に夜間に開催したところであるが、参加者数が減少する結果となった。

尾崎委員

今後はどのように対応されるのか。

事務局

関係機関や団体等の意向を把握しながら、内容について検討していく。

篠崎委員

資料17ページの(1)「適切な福祉サービスの提供」についてであるが、「高齢者ホームサポート事業」や「生きがい対応型デイサービス事業」については、平成23年度の事業実績と今年度の実績見込みに対する評価は「微減」となっているのに対し、「食の自立支援事業」については「減少」という表現になっている、この表現の違いにはなにか理由があるのか。

事務局

「食の自立支援事業」は、栄養管理が必要な高齢者に対して、カロリーコントロールなどの条件を踏まえながら食事を提供するサービスであるが、介護保険サービスでも、訪問介護員によるホームヘルプサービスやデイサービスなどで栄養管理がなされた食事の提供があり、これらのサービスの浸透に伴い、補完的な要素のある「食の自立支援事業」については減少傾向にあると捉えている。本市としても、必要な方が適切に

サービスを利用できるよう、これまで同様に事業周知に努めているところではあるが減少傾向にある。

野澤委員

資料10ページに「老人クラブ活動の育成・支援」という項目があるが、今年度、市内の単位老人クラブ数は資料記載のとおり、352クラブある。このうち、10クラブほどが会員数30人未満の小規模クラブとなっている。老人クラブ活動費補助金の交付対象は30人以上となっており、小規模クラブは補助金の対象外となっている。小規模クラブから要望もでているので、30人未満のクラブについてもできれば補助金を出していただけるようお願いしたい。

事務局

個々の要望については、直接、伺うこともあるが、この老人クラブの活動費補助金は、国の補助事業として運営しているものであり、30人未満の小規模クラブを対象とする場合、本市独自の補助事業となるため、新たに予算措置が必要となる。厳しい財政状況のなか、必要なサービスを優先して取り組んでおり、新たな補助事業は困難な状況にある。もちろん、市としても課題として認識はしている。

野澤委員

小規模クラブに対する活動費補助金については、様々な機会に要望がでていたため、この場をお貸りしてお伝えさせていただいた。それともうひとつ、活動費補助金は老人クラブの会員数に応じて7段階に区分されているが、会員数の上限は90人となっており、このため、会員数が100人以上でも120人以上でも補助額が一律となっている。このため、会員の規模に応じた補助額の設定についても要望としてお伝えしておく。

古川委員

資料13ページの「生きがい対応型デイサービス事業」についてであるが、この事業がどのような場所で提供され、どのような内容であるか伺いたい。また、この事業に対する評価が17ページにあり、以前は生きがいづくりや閉じこもり防止の手段として選択肢が限られていたが、

現在は様々な選択肢がある、と記載されているが、高齢者が出かける場としては非常に重要な事業だと思うので、今後、どのような対応を考えているのか伺いたい。

事務局

「生きがい対応型デイサービス事業」は、現在、14の専用施設があり、これら専用施設は、民間事業者やNPO法人等から設置の申出を受けたものを審査し独自に認め、事業委託によりサービスを提供している。対象者は、おおむね65歳以上の介護保険の認定を受けていない家に閉じこもりがちなひとり暮らしの方などで、かつては利用回数も自由で、生きがいづくりという要素が強い国庫補助事業であった。その後、介護保険制度改正に伴い、現在は介護予防という視点も含めサービスを提供しているところであるが、利用される本人にとってはやはり生きがいにつながる部分もある。なお、微弱となっている理由については、生きがい対応型デイサービス事業の対象者は、地域包括支援センターからの情報提供によりサービス利用に結び付けていることが多いが、介護予防事業のメニューが通所型介護予防事業をはじめ充実してきており、高齢者本人の状態に応じた多様なメニューを案内していることから、以前に比べ、急激な利用の伸びはないため微減となっている。

古川委員

14の専用施設は、介護保険のデイサービス施設などが対象となっているのか。

事務局

介護保険のサービス事業所とは全く別施設である。空き家などを一部改修して運営しているところが多い。

河野委員

資料1ページの高齢化率についてであるが、平成23年度の高齢化率は23.3%となっているが、このなかで独居の割合がどの程度あるか把握されているか。また、孤立死の割合についても把握されているのか伺いたい。

事務局 この高齢化率は全国の値であり、独居の割合については把握していない。また、孤独死については、本市では、生活福祉課が警察を通して数値等の把握に努めているが、現時点では把握していない。なお、本市の独居高齢者については、平成23年度に実施した調査結果から、約1万人と把握している。

河野委員 すると、約10万人いる本市の高齢者のうち、1万人が独居ということではよいのか。

事務局 約1万900人である。

浜野委員 2点ほど伺いたい。まず1点目であるが、資料17ページに記載のある「高齢者の権利擁護及び制度の利用支援」についてであるが、私のところによく「市民後見人になりたい」という相談があるが、本市として、この市民後見人についてどのように考えているのか伺いたい。2点目として、資料12ページの(2)の「社会参画の促進」についてであるが、ここに「貯めたポイント」とあるが、これは介護支援ボランティア制度ということで理解してよろしいのか。

事務局 成年後見人の育成についてであるが、本市では、宇都宮市社会福祉協議会が栃木県のモデル事業のなかで、法人後見制度に取り組んでいる。これは、社会福祉協議会自体が後見人となり、後見人が必要な方を支援するというもので、既に、宇都宮市社会福祉協議会が法人後見として2件受任している。なお、成年後見制度に対する家庭裁判所との意見交換のなかで、栃木県の場合、弁護士や司法書士など、後見人になることができる専門性のある人員が現時点においては不足していないが、今後に向けた取組として、社会福祉協議会などによる法人後見については、制度運用がしやすくなるという考えをもっており、本市としても、こうした家庭裁判所の意見のもと、まずは、宇都宮市社会福祉協議会の法人後見を支援していきたいと考えている。また、宇都宮市社会福祉協議会で

は、将来を見据え、個人的な後見人の育成も視野にいれているため、これらの取り組みについて、引き続き、支援していく。

次に、ボランティア関係の事業についてであるが、事業の骨格はまだ固まっていないが、来年度から、商工会議所などの関係団体と相談しながら、介護ボランティアだけでなく、場合によっては生きがい活動やグループ活動、健康づくり活動なども視野にいれたポイント制度について検討を進めていこうと考えており、こうした取組を評価し、評価したポイントが現金や商品券、または、市のサービス利用に結びつくような仕組みになるのか、このあたりについても、今後、検討することとなるが、新たな事業として、方向性は認められていることから、制度創設に向け検討を進めていこうと考えている。

大山委員

資料10ページの(4)「社会参画の促進」のうち「高齢者の就業支援」についてであるが、これはハローワークなどと連携して具体的に就労に結びつける事業なのか、資料中、事業の記載がないため確認したい。

事務局

高齢者に対する直接的な就労支援としては、シルバー人材センターに対する支援のなかで、就業活動を支援しているところである。資料に記載のある事業は、宇都宮市総合福祉センターの10階に「みやシニア活動センター」を設置し、本格的に働くということではなく、何かしら地域に貢献したいといった考えをお持ちの方に対し、キャリアコンサルタントという専門の担当者が、相談者の人生経験や就業経験をもとに一緒に考えながら、第二の人生を支援しているものである。そのほか、栃木県が運営するジョブモールという就業施設にも同センターの職員が月1回出向き就業相談を行っており、こちらは直接、就業に結びつく取り組みとなっている。

大山委員

みやシニア活動センターは高齢者の社会参画の促進のなかの一事業として、たとえば、相談事業のなかで就業希望がある場合に、シルバー人材センターなどを紹介するといった、さわりの事業ということか。

- 事務局 みやシニア活動センターにおいて様々なメニューを用意し、高齢者本人と相談しながら方向性を決めていただくという流れになっている。
- 三條委員 独居の方が施設入所を希望された際、保証人が必要となるが、この保証人がいないためどうすればよいかといった相談を受けることがある。この保証人の問題について、市では、どのように考えていくのか伺いたい。
- 事務局 措置事業の対象となる高齢者は、全く身寄りがなく生活資金もないなど、環境的にも経済的にも救済の術が無く、入所しなければならないような方が対象となっており、地域包括支援センターなどを通して、実際に事例があがってきており、年に何回が会議を行い、市内の措置施設への入所により対応しているところであるが、身寄りがある場合は、基本的にそうした方に保証人になっていただくことになる。
- 大山委員 措置入所にあたっては、扶養義務者や親族などの身元引受人を調査している。
- 三條委員 そうしたことは承知しているが、兄弟仲が悪く誰も保証人になってくれないといった場合もあるし、病院に入院するにしても保証人が必要になる。介護者の会として、そのような相談を受けたとき、単に連絡先だけということならば支援はできるが、保証人となると対応はできないし、どこにお願いすればよいのかも分からない。このような場合、民生委員の方々はどのように対応しているのか、伺いたい。
- 鈴木委員 民生委員として活動するなかでもこうしたケースはある。宇都宮市社会福祉協議会から依頼を受け、去年の4月から民生委員12名が月曜日から金曜日まで、総合相談センターの生活福祉相談を担当しているが、このなかでも同じような相談を受け対応に苦慮している。

角田委員 老々介護をされている介護者が倒れてしまったときや、身元引受人がいない方などに対する何らかの対策が必要であり、こうした方に対応可能な措置施設などについて要望を出してもいる。まさにこれからの取り組みだと思っている。介護保険施設等の空ベットなどを活用することは可能かもしれないが、仮に、そこでお亡くなりになってしまうと、さらに問題が大きくなってしまう恐れもあることから、市の方でなんらかの対策をとっていただかなければ、施設単独では対応できない。

大森委員 こうした問題は個々の状況に照らし合わせて判断しなければならない難しい問題である。

事務局 市の事業として「高齢者短期宿泊事業」というものがあり、緊急避難的な対応が必要な高齢者を対象に、短期的な措置をする仕組みがある。なお、三條委員からいただいた御意見については長期的なお話ということで理解させていただく。

3 その他

- ・ 地域密着型サービスの整備促進に向けた日常生活圏域のあり方について

【事務局より説明】

(説明内容)

地域密着型サービスの整備については、日常生活圏域1圏域に対し、サービス種類ごとに1施設の整備を基本としているところであるが、未整備圏域もあることから、必要なサービスが提供されるよう、今後、この考え方を緩和する方向で検討を進めたい。

《発言の要旨》

大山委員 利用者からすれば、自分の住む圏域よりも隣の圏域のほうが近く利用しやすいということもある。このため、日常生活圏域の見直しにあたっては、より柔軟にサービスが選択できるような見直しも必要だと考える。

事務局

日常生活圏域の境界部分の扱いについては、整備の考え方と併せ、利用圏域についても検討項目のひとつとしていきたい。

大森委員

地域密着型サービスは介護を必要とする方にとって重要なサービスであることから、ぜひ、整備促進につながるよう検討を進めていただきたい。

4 閉 会